

保育料・利用に関する大切なお知らせ



保育料の納付について

① 保育料はいつまでに払うの？

- 毎月月末が納期限です。(金融機関休業日の場合は翌営業日)
- 原則、口座振替でお支払いです。
- 保育所以外の施設の保育料等や3歳児クラス以降の私立保育所の給食費は、各施設へお支払いください。

② 口座振替を始めたい・変更したい

- 金融機関の窓口へ「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を提出してください。登録完了後「保育料口座振替開始のお知らせ」を送付します。
- 口座振替の登録口座を変更する場合は、再度「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を金融機関の窓口へご提出ください。「保育料口座振替開始のお知らせ」に記載されている口座振替開始月から変更が完了します。お知らせが届くまで旧口座の解約は行わないようにしてください。
- 口座登録手続きは、児童1人ごとに行ってください。
- 開始まで約40日かかる場合があります。



保育料を払い忘れたら？

納期限までに保育料を納めていない場合は、次のような手続きが行われます。



督促状・納付書を送付



金融機関の窓口で納付



それでも納付がない場合

給与・預金・不動産・自動車などの財産の差押えなど、滞納処分の対象となることがあります。

- 金融機関でお支払いいただいた保育料が、市に入金されるまでには約10日かかります。行き違いで督促状がお手元に届く場合がありますので、ご了承ください。
- 保育料を未納のまま放置されますと、職場への給与照会、財産（預金・銀行預金・給料・地代家賃・電話加入権・自動車・土地・家屋・生命保険解約返戻金・売掛金）の差押え、強制徴収の手続きを開始することがあります。



次のような場合は、保育料が変更になることがあります。

市民税額が変わったとき



- 変更された市民税額による保育料の再計算は、市民税課での修正日の翌月分より行います。ただし、市民税が増額となった場合は、当初の保育料等決定月まで遡って再計算し、差額が生じた場合は追加納付していただきます。
- 確定申告の修正を行った場合は、速やかに修正申告の控えと添付資料を市民税課までご提出ください。
※市民税課にて修正申告をされなかった場合の市民税の修正は、確定申告の修正日より約2か月後となります。

収入が減少したとき



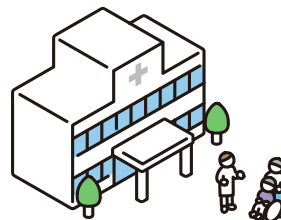
- 保育料算定基準期間における課税対象収入と今年の収入見込み額（非課税収入を含む）を比較して、60%未満になると客観的資料により証明できる場合は、申請により保育料の軽減をうけられることがあります。
- 原則、申し出があった翌月分から見直しとなります。ただし、利用者負担（保育料）決定通知書を発行した翌月までに申し出があった場合は、利用者負担額（保育料）決定通知書を発行した月の分から再計算を行います。

家族構成が変わったとき



- 婚姻・離婚・同居や別居など家族構成の変更があった場合は申請が必要です。
- 事象の発生日に関わらず、減額になる場合は申請受理日の翌月、増額になる場合は事象発生日の翌月からの変更になります。

特定の理由で長期間欠席する場合



原則、月の初日に在籍していれば、欠席しても1か月分の保育料が必要になりますが、児童の負傷や疾病で連続して28日以上長期欠席するときや産休明け保育のため月の途中から入所したときは、その状況に応じて保育料を減額します。

保育料の算定について



保育料は月初に在籍していれば、欠席でも1か月分が必要です。

※児童の負傷や疾病で連続して28日以上長期欠席や産休明けの途中入所の場合は、日割りで減額されます。

幼児教育・保育の無償化について

- ・3歳児クラスから小学校就学前の児童及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は保育料が無償となります。
- ・保育料は当該年度の前年度の3月31日の児童の満年齢によって決定します（年度途中で誕生日を迎えても変更になりません）。

保育料の決定方法について

- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯でない児童の保育料は、保護者の市町村民税所得割額によって以下のとおり決定します。
 - ① 4月～8月の保育料・・・前年度の市町村民税額に基づき決定
 - ② 9月～3月の保育料・・・当年度の市町村民税額に基づき決定
- ・市町村民税所得割課税額は税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除など）適用前の税額で算定します。
- ・父母お二人とも総所得58万円以下の方で、祖父母、曾祖父母と同居している場合は、家計の主宰者を祖父母、曾祖父母とみなし、祖父母、曾祖父母の収入を勘案して保育料を決定します（世帯分離していても同居していれば対象です）。

税額のわかる資料を提出いただけない場合は、最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

- ・転入の方は個人番号（マイナンバー）を用いて、1月1日に在住していた市町村から市町村民税額関係情報を取得し、決定します。ただし、未申告などにより個人番号を用いた保育料決定ができない場合は、税申告や課税証明書の提出を求められることがあります。
- ・1月1日時点の住所地が海外の方は市町村民税の課税はありませんが、海外で得た収入も含めて1年間の市町村民税額を推定して算定します。該当する場合は「海外所得にかかる証明書兼申立書」に必要な書類を添付し、保育事業課までご提出ください。（マイページより提出可能です）

多子軽減について

世帯状況及び市町村民税所得割課税額に応じて、要件を満たす兄弟がいる場合は保育施設入所児童の保育料が軽減されます。

多子区分①

特例世帯★...市町村民税所得割課税額77,101円未満の場合
特例世帯以外の世帯...市町村民税所得割課税額57,700円未満

保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く）が2人以上いる場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無料となります（年齢や施設利用の要件は、必要となりません）。なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の数え方に変更はありません。

多子区分②

特例世帯★...市町村民税所得割課税額77,101円以上の場合
特例世帯以外の世帯...市町村民税所得割課税額57,700円以上

同一世帯から2人以上の児童が同時に、下記の対象施設（※）を利用している場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無料となります。
なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の数え方に変更はありません。

この取扱いに基づく保育料の軽減を受けるためには、保育施設入所児童の兄弟が対象施設に入所又は利用している証明が必要になります（認可保育所（園）、認定こども園、宝塚市立幼稚園、施設型給付を受ける私立幼稚園、地域型保育給付の対象事業に入所又は利用している場合は、市においてデータ管理を行っておりますので、在園証明書の提出は不要です）。

在園証明は毎年度必要ですので、各保育施設に備え置いている在園証明書をご提出ください。

（※）対象施設

認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）、企業主導型保育事業

★特例世帯とは、次の①～④いずれかに該当する世帯となります。

- ①母子家庭又は父子家庭である
- ②同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- ③同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる
- ④同一世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる

上記特例世帯のうち、②に該当する方は各種手帳の写し、③に該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、④に該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

保育認定（２・３号認定）の月額保育料

特例世帯以外の保育料

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢
①	A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
	B1	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
	D1		48,600円未満	第1子 14,500円 第2子 7,300円 第3子以降 0円	0円	第1子 14,200円 第2子 7,100円 第3子以降 0円	0円
	D2		48,600円以上 57,700円未満	第1子 21,000円 第2子 10,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 20,600円 第2子 10,300円 第3子以降 0円	0円
②			市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む) ※課税額を算定する際 の税額控除について、 調整控除以外は 適用しない。 (住宅取得控除や 寄附金控除などは 適用外。)	57,700円以上 72,800円未満	第1子 21,000円 第2子 10,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 20,600円 第2子 10,300円 第3子以降 0円
	D3	72,800円以上 97,000円未満		第1子 25,500円 第2子 12,800円 第3子以降 0円	0円	第1子 25,000円 第2子 12,500円 第3子以降 0円	0円
	D4	97,000円以上 133,000円未満		第1子 33,300円 第2子 16,700円 第3子以降 0円	0円	第1子 32,700円 第2子 16,400円 第3子以降 0円	0円
	D5	133,000円以上 169,000円未満		第1子 40,600円 第2子 20,300円 第3子以降 0円	0円	第1子 39,900円 第2子 20,000円 第3子以降 0円	0円
	D6	169,000円以上 213,000円未満		第1子 50,200円 第2子 25,100円 第3子以降 0円	0円	第1子 49,300円 第2子 24,700円 第3子以降 0円	0円
	D7	213,000円以上 257,000円未満		第1子 56,000円 第2子 28,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 55,000円 第2子 27,500円 第3子以降 0円	0円
	D8	257,000円以上 301,000円未満		第1子 60,400円 第2子 30,200円 第3子以降 0円	0円	第1子 59,300円 第2子 29,700円 第3子以降 0円	0円
	D9	301,000円以上 349,000円未満		第1子 73,000円 第2子 36,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 71,700円 第2子 35,900円 第3子以降 0円	0円
	D10	349,000円以上 397,000円未満		第1子 80,000円 第2子 40,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 78,600円 第2子 39,300円 第3子以降 0円	0円
	D11	397,000円以上		第1子 92,000円 第2子 46,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 90,400円 第2子 45,200円 第3子以降 0円	0円

多子世帯の「第〇子」の数え方について（所得区分により異なります）

多子区分①

保護者と同一生計の子を年齢の高い順に数えます。
保育施設を利用していない子も含まれます。



○
小学生以上も
多子に含む

多子区分②

対象施設を利用している兄弟姉妹の中で、年齢の高い順に数えます。
・ 在園（所）証明書の提出が必要です（様式はHP・窓口で配布）。

【対象施設】
認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部、
朝鮮学校幼稚園部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業施設、企業主導型保育施設



×
小学生以上は
多子に含まない

特例世帯とは、次のア～エいずれかに該当する世帯を言います。

※上記のうち、イに該当する方は各種手帳の写し、エに該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3 歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3 歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3 歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3 歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢
①	A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	B 0	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	D 1		48,600円未満	第 1 子 7,300 円 第 2 子以降 0円	0 円	第 1 子 7,100 円 第 2 子以降 0円	0 円
	D 2		48,600円以上 72,800円未満	第 1 子 9,000 円 第 2 子以降 0円	0 円	第 1 子 9,000 円 第 2 子以降 0円	0 円
	D 3		72,800円以上 77,101円未満	第 1 子 9,000 円 第 2 子以降 0円	0 円	第 1 子 9,000 円 第 2 子以降 0円	0 円
②	D 3	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む)	77,101円以上 97,000円未満	第 1 子 25,500 円 第 2 子 12,800 円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 25,000 円 第 2 子 12,500 円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 4		97,000円以上 133,000円未満	第 1 子 33,300 円 第 2 子 16,700 円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 32,700 円 第 2 子 16,400 円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 5		133,000円以上 169,000円未満	第 1 子 40,600 円 第 2 子 20,300 円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 39,900 円 第 2 子 20,000 円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 6		169,000円以上 213,000円未満	第 1 子 50,200 円 第 2 子 25,100 円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 49,300 円 第 2 子 24,700 円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 7		213,000円以上 257,000円未満	第 1 子 56,000円 第 2 子 28,000円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 55,000円 第 2 子 27,500円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 8		257,000円以上 301,000円未満	第 1 子 60,400円 第 2 子 30,200円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 59,300円 第 2 子 29,700円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D 9		301,000円以上 349,000円未満	第 1 子 73,000円 第 2 子 36,500円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 71,700円 第 2 子 35,900円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D10		349,000円以上 397,000円未満	第 1 子 80,000円 第 2 子 40,000円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 78,600円 第 2 子 39,300円 第 3 子以降 0 円	0 円
	D11		397,000円以上	第 1 子 92,000円 第 2 子 46,000円 第 3 子以降 0 円	0 円	第 1 子 90,400円 第 2 子 45,200円 第 3 子以降 0 円	0 円

--	--

施設	支払先	支払方法	納付期限
認可保育所 ・公立保育所 ・私立保育所	宝塚市	原則、口座振替での納付です。 口座振替申込書をお渡ししますので金融機関で手続きをしてください。 手続き完了後、「口座振替開始通知書」を送付します。到着するまでは、 納付書にて納付してください。（コンビニ不可）	毎月月末
その他施設	施設	施設へ直接お支払いいただきます。支払方法や納付期限は施設が決定します。	



納付期限までに納付されていない場合、翌月の20日までに督促をします。
未納のまま放置されますと給与、預金口座等の財産調査、差押え等の強制徴収の手続きを開始しますのでご注意ください。
過去に保育料の未納がある場合、入所決定前に今後の納付計画について面談を行います。

